

# 沖縄県漁業調整規則改正の概要

沖縄県農林水産部水産課

## 第1 改正の趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）については、平成30年12月14日に「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が公布され、資源管理措置、漁業許可制度、漁業権制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されるとともに、都道府県において行うべき手続き等の規定が新たに整備されたところである。

また、改正法に合わせ、都道府県漁業調整規則例（平成12年6月15日付け12水管第1426号水産庁長官通知）を廃止し、都道府県漁業調整規則例（令和2年4月28日付け2水管第155号水産庁長官通知。以下「規則例」という。）が新たに定められ、目的規定の変更、知事許可漁業について大臣許可漁業に準じた手続き等の規定の見直し等の改正が行われたことから、沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号。以下「規則」という。）の全部を改正する。

## 第2 法改正に伴う主な改正の内容（改正規則の条項）

### 1 知事許可漁業に関する主な改正

公正かつ安定的な制度運用が確保されるよう、大臣許可漁業の規定に準じて知事許可漁業の許可の手續等が法定されたところであるが、漁業者等に規制の内容が理解されやすいものとなるよう、法定されている条項についても確認的に記載するなど、規則例と同様の改正を行う。

#### （1）公示に基づく許可方式（第11条）

知事許可漁業の許可に当たっては、当該漁業にかかる制限措置の内容、申請期間、等を漁業調整委員会の意見を聴いた上で定め、公示しなければならない旨を規定する。また、許可をすべき船舶の数等が公示した船舶等の数を上回る場合には、漁業調整委員会の意見を聴いた上で許可の基準を定め、これに従い許可する旨を規定する。

#### （2）継続及び承継の許可（第14条）

現行規則では、定数漁業に係る許可の承継の要件については、共同経営化、法人化、従事者自立等の場合に限定されていたが、今後は許可の制限措置で調整を行うこととすれば承継の要件を限定する必要がないことから、規則例にならい、承継許可に係る規定を設けることとする。

#### （3）許可の有効期間（第15条第1項）

規則例にならい、許可の有効期間は5年を基本とするが、第4条第1項第7号から第11号までに掲げる対人許可漁業においては、比較的内容の変更が多い実態があること等から、許可の有効期間を3年とする。また、漁業調整のため必要な限度において、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、引き続き、短い有効期間を定めることができる旨を規定する。

#### （4）資源管理の状況等の報告（第21条関係）

法において、資源管理の状況等の報告が法定されたことを受け、全ての知事許可漁業について、操業状況を的確に把握し、また、資源評価や資源管理に報告内容を

生かせるよう規則の規定を整備する。

**(5) 許可をしない場合(第9条、第10条)**

適格性を有しない者として、暴力団員等である場合や労働関係法令を遵守しない者が規定する。

**(6) 衛星船位測定送信機等の備付け命令(第43条)**

法において、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機等の備付け命令等ができることとされた。このため、本県としても、漁業秩序の維持や漁業取締りの高度化を図るため、所要の規定を整備する。

**2 「禁止期間」及び「全長等の制限」に係る規定の整理(第34条)**

現行規則では、禁止期間及び体長等の制限をそれぞれの条項で規定しているが、内容の重複があり、1つの違反であるにもかかわらず、2つの条項違反になりうる規定があったことから、規則例にならい、各条項を統合する。

**3 内水面漁場管理委員会の規定の新設(第49条)**

今般の規則例改正により、海面規則と内水面規則の一本化が図られ、内水面漁場管理委員会について規定されたため、本県においても規則例同様に規定する。

**4 罰則規定の見直し(第51条～第54条)**

法に規定された罰則については、法に基づき適用されることになるため、新たに法に規定された許可内容の違反、許可の条件違反、停泊命令の違反等に係る罰則については規則中から削除する。また、規則の見直しに伴い、新設又は削除された罰則の規定に関して所要の改正を行う。

**第3 その他の主な改正**

**1 保護水面において採捕を禁止する水産動植物に係る改正(第33条)**

第33条の表の1に規定する区域(川平保護水面)において、採捕を禁止する水産動植物を「魚類、たこ類、いか類及びひとえぐさ以外の水産動植物」に改正する。

**2 禁止期間及び全長等の制限に係る規定の改正(第34条)**

現行規則における水産動植物の名称については、分類学上の変更や新たな種の確認等により、対象が不適切又は不明確となる場合があった。また、制限サイズについては、計測部位が不明確であったり、資源管理上、新規導入・拡充する必要のあるものがあった。今般、資源管理の強化に加え、密漁、規則違反等法令違反の取締の重要性が一段と増していることから所要の改正を行う。

**(1) うなぎ**

今般の法改正により、漁業法施行規則(昭和25年農林産省令第16号)第41条第1号において、うなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいう。)が、法第132条第1項の規定に基づく特定水産動植物として定められ、漁業権漁業等を除き、原則として禁止されることとなった。しかしながら、漁業法施行規則附則第2条により、うなぎの稚魚についての規定は、改正法施行後3年間の適用を除外されているため、引き続き、規則において採捕の禁止を規定する必要がある。そのため、特定水産動植

物の定義に合わせ、規則における制限サイズを「うなぎ(全長 13 センチメートル以下)」に変更する。

#### (2) いせえび類

いせえび類の定義を「かのこいせえび、しましせえび、ごしきえび、にしきえび、けぶかいせえび、いせえび、ねったいいせえび及びあまみいせえび」に変更する。また、いせえび類については、小型個体及び繁殖の保護のため、制限サイズを「体長 20 センチメートル以下」、禁止期間を「4月1日から7月31日」に変更する。

#### (3) しゃこがい類

しゃこがい類の定義を「ひめじゃこ、しゃごう、ひれじゃこ、しらなみ、ひれなしじゃこ、おおじゃこ及びとがりしらなみ」に変更する。また、制限サイズが規定されていなかった「しらなみ」及び「とがりしらなみ」については、制限サイズ「殻長 15 センチメートル以下」を規定する。

#### (4) やこうがい・ちょうせんさざえ

「やこうがい」及び「ちょうせんさざえ」の制限サイズを明確化するために、測定部位を口径から殻高に変更する。制限サイズは、口径からの換算値とし、やこうがいは「殻高 13 センチメートル以下」、ちょうせんさざえは「殻高 6 センチメートル以下」に改正する。

#### (5) せみえび類

せみえび類(せみえび及びこぶせみえび)について、資源の保護培養を目的に、禁止期間「4月1日から7月31日」、制限サイズ「体長 20 センチメートル以下」及び「抱卵個体の採捕禁止」を新たに規定する。

#### (6) 造礁さんご類

造礁さんご類の定義を「いしさんご目、あなさんごもどき科、うみとさか目の3亜目(石灰軸亜目、角軸亜目、むらさきはなづた及びさんご科を除く石軸亜目)、くださんご科、あおさんご目の刺胞動物と規定する。なお、対象となる種は改正前と実質的に同じである。